

平成29年度条約難民に対する日本語教育事業 仕様書

1 事業の趣旨

平成14年8月7日付け閣議了解「難民対策について」等に基づき、条約難民（その家族を含む。以下同じ。）等に対し、日本語習得のための便宜供与を行う事業を実施することにより、我が国への定住の促進及び円滑化を図ることを目的とする。

2 事業の内容

（1）通所式の定住支援施設における日本語教育

① 外務省予算により「平成29年度難民等定住支援事業」の実施のために設置される通所式の定住支援施設（首都圏）（以下「定住支援施設」という。）における、条約難民（平成29年度においては予算上29人を予定）を対象とした572授業時間（1授業時間は45分とする）の日本語教育（クラスは、受講者の数や状況に応じて、昼間クラスと夜間クラスを合わせて3クラス程度設置。）を行う。昼間クラスは、原則として1日6授業時間、夜間クラスは、原則として1日3授業時間行う。また、必要に応じて補講が行える体制を取る。

なお、時間割等は、外務省予算により実施される「平成29年度難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算により実施される「平成29年度難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等と調整を行う。

② 面接（テスト）を行い、受講者の日本語能力に合わせた効果的な日本語教育を行う。

③ 授業によって担当講師の交代は可能だが、効果的な日本語教育を実施するために授業内容の引き継ぎを十分に行う。また、定期的に課題やプログラムについて検討するための担当講師等による会議を行い、その結果等を文化庁に報告する。

（2）教科書及び学習教材の提供等

① 条約難民等に対し、日本語教室で使用する教科書を提供する。

② 条約難民等に対し、学習教材（条約難民等の使用言語に翻訳されたもの）を必要に応じて提供する。

③ 条約難民等の日本語学習支援者ほか、日本語教育に関わる者に対し、学習教材等を必要に応じて提供する。提供先及び提供した学習教材等のリストを作成し、文化庁に報告を行う。

（3）日本語教育相談

定住支援施設に日本語教育に係る相談窓口を設け、日本語教育相談員を配置して指導・助言を行う（訪問相談を含む）。また、指導・助言を行った内容については、毎月5日まで（平成30年3月分については当月末日まで）に前月分の相談を受けた年月日・相談者・相談内容・対応を書面により文化庁に報告する。ただし、緊急を要する報告案件については、その都度報告する。

（4）本件事業に関する広報活動

条約難民に対する日本語教育事業に関する広報資料の作成及び広報活動を行うこと。

3 事業実施期間

平成29年4月3日から平成30年3月30日までの1年間

4 留意事項

(1) 文化庁による指示・監督

本委託事業が文化庁の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、受託者は、その遂行に当たり、文化庁の指示・監督に従い活動するものとする。

また、本委託事業の運営方針や個々の業務については、契約締結の前後を問わず、課題が生じた場合又は文化庁から求められた場合には、文化庁の指示・監督に従い活動するものとする。

(2) 定住支援に関わる職員との連携・協力

定住支援施設における日本語教育については、外務省予算で実施される「平成29年度難民等定住支援事業」の社会生活適応指導や厚生労働省予算で実施される「平成29年度難民等の定住又は自活促進のための就職援助事業」の職業相談等に関わる職員とともにを行うため、これら定住支援に関わる職員と連携・協力し、定住支援全体の効率化・充実化を図る。

(3) 関係団体等との連携・協力体制の構築

本委託事業の実施にあたり、様々な関係団体等が円滑かつ積極的に連携・協力できる体制を構築する。

(4) 個人情報の取扱い

条約難民は、本国において政治的意見等、難民条約上の理由に基づく迫害を受けていた可能性があるため、その個人情報の取扱いに十分配慮する。

(5) 学習教材等の著作権

本委託事業によって生じた著作権は全て文化庁に帰属する。また、受託者は文化庁からの公表の指示に従う。

(6) 委託契約

本企画競争を経て選定された受託者と文化庁が締結する委託契約には次の①から⑤に掲げる諸規定が明記されることに留意する。

- ① 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約を履行するに当たって、本委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- ② 受託者は、支出負担行為担当官との委託契約履行において、本委託事業の一部を第三者に委託しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う事業の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- ③ 受託者は、前項による再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて再委託に関する事項が記載された書面を提出し、支出負担行為担当官の承認を受けなければならない。
- ④ 支出負担行為担当官が、本委託事業の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- ⑤ 支出負担行為担当官は、本委託事業の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、受託者に対し、本委託事業の履行体制等について書面による報告を求めることができるものとする。

受託者は、支出負担行為担当官より本委託事業の履行体制等について報告を求められた場合には、速やかに支出負担行為担当官に対して書面による報告をしなければならない。

(7) 経費の積算

経費の積算に当たっては、人件費、事業費、再委託費、一般管理費等について、文化庁委託業務実施要領並びに事業実施団体の規定等に基づき適切な経費を計上しなければならない。

5 問合せ先

文化庁文化部国語課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 旧文部省庁舎5階

○事業内容に関する御相談

文化庁文化部国語課日本語教育専門職

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線2644)

FAX 番号 03-6734-3818

E-mail nihongo@mext.go.jp

○会計・経費に関する御相談

文化庁文化部国語課日本語教育企画係

電話番号 03-5253-4111 (代表) (内線2840)

FAX 番号 03-6734-3818

E-mail nihongo@mext.go.jp